

長浜市人権尊重審議会（平成23年度 第1回）要点録

開催日時	平成23年4月26日(火)午前10時～11時45分
開催場所	長浜市役所別館2階 第1委員会室
出席委員	真山委員、富永委員、池田委員、渡辺委員、北川委員、徳田委員、野田委員、池野委員、中橋委員、中村委員（10人）
欠席委員	荒木委員、岸田委員（2人）
事務局	国友課長、大音副参事、西田（3人）

1. 開 会

【事務局】 定刻になりましたので、はじめさせていただきます。本日は、お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、平成23年度第1回「長浜市人権尊重審議会」を開催いたします。開会に先立ちまして、「長浜市人権尊重都市宣言」のご唱和をお願いいたします。

<長浜市人権尊重都市宣言 唱和>

【事務局】 本日の審議会は、荒木委員・岸田委員がご欠席ですので、10名の委員の皆様にご出席いただいております。それでは、議事に入ります前に、4月の人事異動で事務局のメンバーも変わりましたので紹介させていただきます。はじめに、総務部長からごあいさつ申し上げます。

【総務部長】 おはようございます。この4月より総務部長を拝命いたしました西村でございます。

本日は、真山会長をはじめ委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。また、人権施策推進基本計画の策定に向け、これまで非常に熱心にご審議賜っておりますこと、心よりお礼申し上げます。

さて、冒頭の人権尊重都市宣言にありました「すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をよりしあわせにすごせる社会の実現」は、市民皆共通の願いであり、基本計画はその実現をめざして、市の施策を進めていくうえでの道しるべとなるものでございます。

本日の会議では、前回の審議会での皆さんからのご意見をふまえ、修正を加えまして、素案を再度お示しさせていただきます。そして、さらにご意見等を賜りたいと考えております。そのうえで、中間報告としてとりまとめさせていただきます。議会報告や庁内調整を経まして、8月末をめどに最終的な計画案としてとりまとめをさせていただきますので、本日は、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<事務局職員 自己紹介>

【事務局】 それでは続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に郵便でお送りしました資料が2種類ございます。1つめは、「次第」が表紙の綴り、2つめが「基本計画の素案」の綴りでございます。また、本日お配りさせていただきました資料に、「素案の変更内容(概要)」と、「分野別施策の担当部署確認表」がございました。

それでは、ここから議事に入らせていただきたいと思います。真山会長、よろしく申し上げます。

2. 議事

【会長】 皆さんおはようございます。本日はご苦労さまです。新年度始まりまして、1回目の会議ということですが、3月の大震災以降、いろいろな事柄で日本のしくみや価値観が大きく変わってしまったように思います。

私事で恐縮ですが、先週、仕事の関係で4～5日韓国へ行った際、空港に降りますと、入管手続きの前に、日本人は放射線チェックを受けないといけないということがありました。希望者のみということでしたが、そこを通らないと向こうへ行けないため、全員チェックを受けているようなものでして、これ自体は差別というほどのことでもないのですが、やはり放射線で汚染されているかのような扱いを受けるとするのは、心理的には差別を受けているような気持ちにならないでもありませんでした。

おそらく韓国だけでなく、外国の人からすれば、自国民を守るという非常に大きな責任があるので、ある意味当然なのですが、悪意がなくとも他人に対して差別的な結果になることもあるのだということを、身にしみて感じたところであります。

人権尊重のためのさまざまな施策を検討するという時にも、目に見えて明らかな差別というのはもちろん大きな問題なのですが、それぞれの人が日常生活の中で意識せず、あるいは悪意なくやっていることが、人によっては差別であったり非常に不愉快な思いをすることがあるということも視野に入れながら、そして今回の震災で得た経験の中で人権の問題に関わることは可能な限り取り入れていくという方向で、皆様のご意見を伺いながら完成させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会議の公開について

【会長】 ではまず、会議の公開の可否を皆様にお諮りしたいと思います。本日の会議内容につきましては、公開させていただくことで、ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

【会長】 傍聴希望者はいらっしゃいますか？

【事務局】 傍聴希望者はいらっしゃいません。

<本日の傍聴者なし>

○ 「(仮称)人権施策推進基本計画」の素案について

【会 長】 では、「長浜市人権施策推進基本計画」の素案について、事務局から説明をお願いします。

【事 務 局】 それでは、あらかじめ郵便でお送りしております素案の冊子と、本日お配りしておりますA3版の資料「素案の変更内容」とを照らし合わせながら、前回の審議会後、どのように素案を変更させていただいたかをご説明させていただきまして、皆様のご意見をうかがえればと思っております。よろしく願いいたします。

<資料「素案の変更内容(概要)」にもとづき、素案の主な変更点について事務局から説明>

① 審議会委員からの意見をもとに変更した点について

- ・ 第1章:基本計画策定の背景と基本的な考え方 - 基本理念
- ・ 第2章:基本的施策の推進 - 人権学習・啓発の推進
- ・ 第3章:さまざまな分野における施策の推進
 - 子どもの人権問題、しょうがいのある人の人権、同和問題
- ・ 巻 末:人権をめぐる社会の動向

② 事務局として検討の結果、変更した点

- ・ 第1章:基本計画策定の背景と基本的な考え方 - 計画の位置づけ
- ・ 第2章:基本的施策の推進 - 人権学習・啓発の推進
- ・ 第3章:さまざまな分野における施策の推進
 - 女性の人権問題、外国人の人権問題、患者の人権問題、情報化に伴う個人情報と人権に関わる問題 など

【会 長】 前回の審議会でもいただきましたご意見をふまえて変更した部分、そして事務局の中で検討いただいて修正・追加した部分について、一覧表に基づいて説明いただきましたが、この素案の変更内容の概要につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

【委 員】 31ページの『患者の人権問題』のところに、“セカンド・オピニオン”が入っていませんので入れていただきたいのと、職員が患者の情報を友達などにしゃべっているという現実がありますので、その辺の守秘義務についても考えていただきたいと思います。

【委 員】 コンビニ受診というのは、業者側からみてどうなのでしょう。不快ではないですかね。

【委 員】 コンビニ受診というのは、目線が患者側の立場ではなくて、職員側から見るように思います。視点が少し違うように思います。ちょっと高飛車な感じがしますね。

- 【委員】 コンビニ受診という言葉は、一般に使われているのですか。
- 【委員】 確かに、テレビとかでは。
- 【委員】 一ヶ所だけでなく、渡り歩くというようなことですね。マスコミからの言葉ですね。
- 【会長】 先ほどの医療従事者の守秘義務の問題や、セカンド・オピニオンを受ける権利のところは追加するということで。
あと、コンビニ受診の表現をどうするか。テレビなどのマスコミでは、“いわゆるコンビニ受診”という言い方をされたりしますが、どうでしょうか。いわんとする趣旨はわからなくもないのですが。自分の都合だけで医療機関を渡り歩いたりする患者がいるのも事実です。ただ、まだ一般的な言葉というほど定着しているわけではないですね。
- 【委員】 一種の造語でしょうが。あちらこちらを渡り歩くという傾向は、多々あると思います。
- 【委員】 傾向はあるのですが、もうちょっときれいな表現に。
- 【会長】 ただ、これに代わる表現・言葉というのがないですね。
- 【委員】 業界から見れば、感じのいいものではないと思います。やはりそこに従事している人たちに対する言葉を、我々は考えることが必要であるし、それが当然であると思います。そういう視点というのは大事にしないといけないと思いますよ。
- 【会長】 今すぐ適切な表現というのは思いつかないのですが、若干長くなっても、説明が必要かもしれませんね。ご指摘ありましたように、コンビニ受診という言葉自体の使用については、もう少しご検討いただくようにお願いします。
- 【事務局】 はい、わかりました。
- 【委員】 6ページの計画の位置づけの中で、5行めに「市民自治基本条例」というものが出てきますが、これはどういう内容のものなのですか。下の用語説明にもありませんので、わからないのですが。
- 【事務局】 市民自治基本条例というのは、平成23年4月に長浜市が制定した条例です。「市民との協働」を長浜市におけるまちづくりの基本的な考え方として市民自治の共通ルールを定めるということで、制定されたわけです。
わかりやすく言いますと、市の憲法のような位置づけになっておりまして、市のすべての条例などを統括する、おおもとになるというような位置づけになっています。ですから、市の施策や計画などは、すべてこれに基づいてやっていくという位置づけということで説明を受けています。

【会 長】 全国的に、自治基本条例やまちづくり基本条例といったかたちで作られてきつつあるわけですが、4月に制定されたばかりということで、まだ市民の皆さんに浸透していないところでしょうか、少なくとも基本構想と併せて用語解説をつけていただく方がよいと思います。基本構想と並んで、市の施策展開のうえでは一番基本になり根底になる、依拠すべき条例になってくるかと思っています。

しかし、市民自治基本条例について、市民の皆さんから質問が出るということ自体、制定のプロセスを含めて問題があるのではないかと思います。一層の浸透・理解を深めていっていただくよう取り組んでいただきたいと思います。

【委 員】 6ページの計画の位置づけは、イメージ図を出していただきわかりやすくなったと思います。その中で人権施策推進基本計画の左右に「関係機関」と「市民」というそれぞれの立場がありますが、表の表現としては、左手に主体として「市民」がきて、それを「関係機関」がサポートされるというイメージの方がよいのではと思いました。

それから、12ページの地域社会の上から2行めです。「人々の連帯意識が低下し他者への不干渉…」とありますが、“不干渉”というより、“無関心”といった言葉の方がよいのではないかと思います。

【会 長】 ではまず、6ページの図のところ、関係機関と市民との位置づけについては、作成された事務局のお考えを伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【事 務 局】 左手ということの理解についてなのですが…。

【委 員】 どちら側を主体に考えるかということで、主体の方を左側におくのではないかなという位置づけです。「関係機関」と「市民」を入れ替えた方がよいのではないかと思います。

【事 務 局】 通常、左側から目に入ってきますので、入れ替えた方がよいですね。

【会 長】 基本が横書きの文章になっている点でいえば、そうですね。

それから、先ほどの“不干渉”と“無関心”の言葉ですが、これについては、一般的には“無関心”という言葉でしょうか。“不干渉”というのはきつい感じもします。まず、言おうとすることが変わってしまうことは問題なのでご検討お願いします。

【委 員】 人権尊重の視点というのは、あくまでも行政サイドからみた方向性を示している。では、市民サイドからみた場合、かなりギャップがあると思うのです。それをどうにかたちで解消していくか。それは、全職員の皆さんが、これをただ読むだけではなくて、どのようなかたちで理解して、どのようなかたちで施策に反映するか、それから日々の生活の中で、どのような行動を起こすか、そこが大事だと思います。それがひとつのポイントです。教育ではなくて生活論なんですよ、実際は。

少し話がそれましたが、概略の2ページ、「人権学習・啓発の推進-③地域社会」の中で、“関係性”と書いてあるのですが、「身近な生活の場において、お互いの存在を認め、尊重し、助け合う関係性を築き…」とあるのですが、“関係性”と

いうのはどういう意味なのでしょう。

【会 長】 “関係性”という言葉、最近使う人が増えてきましたが、私自身も“関係”という言葉にそもそも性格的な要素が含まれているので、“関係性”という言葉自体が、日本語としておかしいのではないかと思います。

【委 員】 性格も関係の中に入っていますよね。

【会 長】 名詞として必要なときに“性”をつけるということはあると思いますが、関係に“性”をつけるというのは、あまり好ましい表現ではないと思います。“関係”だけでよいと思います。

【委 員】 “関係性”というのは、よくわかりませんね。

【会 長】 “関係”と“関係性”がどう違うのかということは、なかなか説明ができませんね。ちなみに広辞苑にも出ていません。

【事務局】 事務局としまして、うまく説明ができません。“関係”で十分伝わるところかと思しますので、変更させていただきます。

【委 員】 概要の3ページ、「しょうがいのある人の人権問題」のところで、「学校生活への不応や社会への不応へとつながることもあり…」という表現があるのですが、“社会生活”ではないですか、“社会”ではなくて。

あと、文章のつながりなのですが、素案21ページのところで、「学校(園)生活になじめなかったり、不安や悩みを抱えていたりする子どもについて」とありますが、「…抱えている子どもについて」の方がよいのではないですか。

【会 長】 まず、後からご指摘いただいた21ページのところです。「…なじめなかったり、不安や悩みをかかえていたり」というところですが、これはおそらく「…たり」は重ねるといのが日本語の慣例としてあるので、「…たり」となっているのだと思うのですが。

【委 員】 「…たり」といのは、連続性なのですか、継続性なのですか。

【会 長】 ATOKで入力していますと、「…たり」を重ねていないと、間違いを指摘されてしまいますからね。どうしましょうか。書かれていることはその通りですし、「…たり」の表現からいって、これでよいようにも思いますが、判断しかねますね。

【事務局】 特にこれも、こだわって使っているものではないので、表現が伝わるようなかたちで置きかえたいと思います。

【会 長】 25ページの、「学校生活への不応や社会への不応」のところの“社会”を“社会生活”にというご意見ですが。

- 【事務局】 これは、ご指摘のとおりかと思えます。
- 【会長】 では、変更ということでお願いします。
あと、今の25ページの変更点で、「コミュニケーションの困難性」の“性”も、変な感じがしますね。“困難性”というのも日本語としてあまり一般的でない。言うならば、“困難さ”ではないですか。“困難”でもよいと思いますが。もしつけるとすれば、“さ”がよいのではないのでしょうか。
- 【事務局】 はい。“困難さ”の方が伝わると思えますので、そちらにさせていただきます。
- 【委員】 用語解説をさせていただいているのは、大変わかりやすくてよいのですが、※印がついているところで、用語解説がされていないところがあります。
- 【事務局】 すみません。抜けておりました。
- 【委員】 例えば、26ページの「特別支援教育」や、28ページの7行めの「…長浜市の同和行政のあり方について」も※印をつけておられるが、解説が載っていない。全部解説してもらった方がよいのではないかと思います。
- 【事務局】 はい。申し訳ありません。
- 【会長】 まだ素案なので、完全なものではないということで。用語解説の抜けている部分については、最終的にはすべて入れていただくという方向でお願いします。
- 【事務局】 はい、わかりました。
- 【委員】 10ページの下の方、「家庭」のところで、3行めに、「家庭の人権意識を高めることが」という表現が使われているのですが、「家庭の人権意識」というのは、非常に粗い言い方で、「家庭の大人の人権意識」ということになるのかと思います。このままでもわからないことはないのですが、“豊かな人権意識をもった家庭に育つことが大事だ”ということが言いたいのかなと思います。具体的に言えば、“家庭における大人の人権意識”というものが言われているのかなと思います。それが一つです。
もう一つは、「子どもの人権問題」の21ページ一番上です。「子どもの健やかな成長をめざし、問題行動の減少に向けた相談事業…」とありますが、目的は問題行動の減少ではなくて、相談事業そのものでは。究極には問題行動が減ることをめざしているのですが、こうやって書くと粗い言い方だなと思います。「問題行動の減少に向けた」は、なくてもいいのではないですか。「相談事業や進路指導の充実を図ります」の方が、問題行動の減少をめざしているということでは、あまりにもという感じがします。
あともう一つです。33ページ、インターネットのところなのですが、「①インターネットの正しい利用マナーの普及」のところで、気になるのは3つめの○です。「子どもたちの健やかな育成のため、学校非公式サイト等に有害な情報が掲載

されていないかを監視します」とありますが、誰が監視するのですか。学校なの
でしょうか？監視している学校もありますけれども、誰が監視するのかなという疑
問点があります。ここまで突っ込んで書くと、マナーという以上に取り組みになっ
てしまいますので気になりました。

【事務局】 学校で監視しておられる事例がありますので、全部しておられるのかなという
思いがあったのですが。

【委員】 確かにやっておられるところもありますが、全部の学校ではできていません。

【事務局】 その状況をもう少し把握させていただきます。

【会長】 学校現場の状況をふまえるのと、「マナーの普及」という見出しからすれば、
「監視します」というのは違和感もありますので、その辺、工夫をお願いしたいと
思います。

あと、21ページの「③子どもの権利の保障」の最初の〇のところでも、「子ども
は、独立した人格と尊厳性をもった一人の人間」とありますが、「尊厳性」の“性”
もいらないと思います。「尊厳をもっている」でよいのでは。

【会長】 この基本計画につきましては、今いただきましたご意見などをふまえて、さ
らに修正を加えて、8月の審議会で最終審議をして固めるということです。
それから今、変更内容の概要というA3版の資料を中心にご審議いただきました
が、変更を加えられた部分以外のところでも、何かお気づきの点がございましたら、
お願いします。

それではひとまず、今日のところは、いただきましたご意見をふまえて素案
の修正等を検討していきたいと思いますので、また改めてご検討をお願いします。

つづきまして、本日の配布資料として「分野別施策の担当部署確認表」がござ
いますので、こちらの方を事務局からご説明いただきたいと思います。

【事務局】 本日お配りしておりますA4版の資料について、ご説明させていただきます。
「分野別施策の担当部署確認表」の一番最後のページをご覧くださいと、「基
本計画策定部会について」ということで、説明をあげさせていただいております。

この表は、関係課職員による基本計画を策定するために設置した部会の中
でとりまとめた表になっております。部会の構成としましては、下の方に所属の課
が書かれているとおり、合計12人の委員をもって構成し、基本計画の策定に向
けて、関係資料の収集や情報交換・意見交換をしております。この計画の素案
についても、審議会でのご審議とともに、部会の職員の間でも意見を出し合いま
して、変更箇所等を検討させていただいているところです。

前回、この基本計画策定部会の中で協議させていただいた内容としまして、
計画が文章だけのいわば絵に描いた餅のようなものにならないように、実際に各

課がどういった施策をしているかということも確認しながら、施策の方向性と照らし合わせて考えていく必要があるのではないかとということで、各課の事業を確認した表になっています。

<資料「分野別施策の担当部署確認表」について、事務局から説明>

- ・ 施策の方向性に沿いながら、主担当および連携部署を確認
- ・ 長浜市として特徴的な事業について

この表は、関係課のみの事業の洗い出しであり、すべての課に体系的にきいたわけではないのですが、素案の施策の方向性に対応して、ある程度○印もしくは※印がついているような状態ですので、ある程度素案に沿ったかたちで、現状としても事業展開をさせていただいているのではないかなと思います。また、不足する点については、今後事業を考えさせていただくということで、充実をめざしていきたいと考えております。

【会 長】 それではただ今のご説明に関し、ご質問などございましたらお願いします。

【委 員】 表の見方なのですが、○印と※印になっていますが、今まで※印は何か説明があることに使ってたので、ここでは◎と○にするなど見やすいかたちにされるとよいと思います。※印は、何か考えないといけないのかなと思ってしまいますので。

【事 務 局】 はい、わかりました。ありがとうございます。

【会 長】 他に何かございませんか。

【委 員】 以前、第1回めのときにも聞いたと思うのですが、部会の構成のところ、各関係部局の所属・個別分野・場面があるのですが、例えば「地域における人権学習・啓発」は、企画部の生涯学習・文化スポーツ課と人権施策推進課の二つが書かれているのですが、これがどういう区分けになっているのかなと思います。大事なのは、学校ですと、PTAや各種団体との関わりを、ここにもはっきり書いていただいた方がよいのかなと思います。やろうとする・支援をするということは、庁内の推進体制の中にも大きくでていますので。例えば、PTAというのはどこがそこを束ねて考えていくのか、実際のところPTAに情報が流れていないのが現実ですので、非常に残念です。聞くと、それぞれの課はうちではないと言う。そうなってしまうと、PTAの部分が抜けてしまうのです。NPOや各種団体も底上げしていく必要があるのではないかと思います。庁内の推進体制の整理が大切ではないかと思うので、よろしくをお願いします。

【事 務 局】 ありがとうございます。ご指摘の点については、もう少し実態も把握しながら検討していきたいと思います。

【会 長】 人権施策の推進に関して、関係事業や担当課の一覧として整理していただい

たわけですが、それぞれどこが担当で責任があり、どこが関わっているかということ
を認識していただくということで。

あと、推進本部もあるのですが、そこに入ったところは一生懸命なのですが、
それ以外のところは逆に関係ないというふうになってしまうところもありますので、
そうならないようにしていただきたいと思います。

では、この表に関しましてはこのくらいでよろしいでしょうか。

本日は基本計画の素案につきまして、いろいろと貴重なご意見をいただきました。
これをふまえて、さらに計画の案をつめていきたいと思います。それでは、
事務局の方から連絡事項などございましたらお願いします。

【事務局】 皆さま、貴重なご意見をありがとうございました。

今後のスケジュールですが、次第の最後の5ページでございます。次回の審議
会開催は、8月の中旬開催ということになっております。委員の皆さんのご都合を
お伺いしたいと思います。まず会長のご都合はいかがでしょうか。

【会長】 8月の中旬ということで…19日(金)ではいかがでしょうか。

(各委員了承)

では、8月19日(金)午前10時からでお願いいたします。

【事務局】 スケジュールのところですが、素案を修正させていただきまして、庁内各課へ
の意見照会や6月議会に中間報告をさせていただいた後に、パブリックコメント
を実施して意見を集約させていただきます。パブリックコメントでいただいたご意
見の内容につきましては、次回の審議会委員の皆さんにお知らせさせていた
だきます。

その他お気づきの点がありましたらご意見いただきたいと思いますので、よろ
しくお願いします。本日はありがとうございました。